

# 生活支援 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施について

申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎内線234

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として1世帯あたり5万円を給付いたします。

## 66 住民税非課税世帯に対する給付 99

◇対象世帯

①令和4年9月30日の住民登録上の世帯に属する全ての世帯員が、令和4年度住民税均等割が非課税であること。

②世帯員全員が、住民税が課税されている者に扶養されている者からなる世帯ではないこと。

◇給付額 1世帯当たり5万円

◇申請方法 対象世帯には、令和4年12月上旬頃から順次、確認書を送付いたします。過去の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を振込んだ口座を記載していますので、口座番号等に変更がないかを確認いただき、確認事項に該当する場合にはチェック欄にレチェックを入れて、同封の返信用封筒にて返送してください。

## □ 家計急変世帯に対する給付

◇対象世帯 予期せず令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの一年間の収入見込額が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）

◇給付額 1世帯当たり5万円

◇必要書類

- ①「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯分）申請書」
- ②「簡易な収入（所得）見込額の申立書」
- ③「任意の1ヶ月の収入」の状況を確認できる書類の写し
- ④「申請・請求者本人確認できる書類の写し」
- ⑤「請求・申請者の世帯の状況を確認できる書類の写し」
- ⑥（令和4年1月1日以降、複数回転居した方）「戸籍の附票の写し」
- ⑦「受取口座を確認できる書類の写し」

※①、②の書類については福祉課窓口にてお受け取りください。

※上記、必要書類を、役場福祉課に提出（郵送可）してください。

**提出期限**  
**令和5年**  
**1月31日(火)**  
**消印有効**

### 【制度についての問い合わせ】

子育て世帯生活支援特別給付金  
厚生労働省コールセンター  
☎0120-400-903

住民税非課税世帯に対する給付金  
(家計急変世帯含む) 内閣府コールセンター  
☎0120-526-145

### ●ご注意

給付金を装った振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。  
市町村や国の職員などを装った不審な電話や郵便があった場合は、  
真鶴町福祉課や小田原警察署  
(0465-32-0110)、警察相談専用ダイヤル(#9110)にご連絡ください。